

入札に参加する皆様へ

平成29年5月
独立行政法人水資源機構

独立行政法人水資源機構は、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、技術労働者の処遇向上を図り、建設業の発展に必要な人材の確保につなげ、健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等未加入対策を行っております。

この度、平成29年6月1日より入札手続きを開始するものより、従来の社会保険等未加入対策と合わせ、受注者が工事を施工するために締結した下請契約において、一次下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者の場合において、下請契約を締結した理由を求め、また、一定の期間を設けたうえで、元請業者である受注者において当該社会保険等未加入建設業者に対する加入指導を行うことを求めます。

なお今後、受注者が、特別の事情がなく、社会保険等未加入建設業者を一次下請負人以外の下請負人とした場合において、指定された期日までに未加入の社会保険に参加しなかったときは、受注者に対し制裁金を請求し、指名停止措置を行う等の更なる社会保険等未加入対策の強化を検討しております。